

# JASPAR

## 運営委員会運営規程

### (目的)

**第1条** 本規程は、運営委員会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

**第2条** 運営委員会は、幹事会員の法人、団体、機関の役員もしくは従業員、各ワーキンググループ主査および事務局長により構成する。

- 2 運営委員会は、幹事会の構成員の中より運営委員長を1名、運営副委員長を1名以上選出し、理事会の承認を受ける。
- 3 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長不在の場合にはその職務を代行する。
- 4 運営委員長、運営副委員長の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 5 運営委員長は運営委員会の構成員名簿を作成し、理事会に報告する。

### (開催)

**第3条** 運営委員会は、通常運営委員会および臨時運営委員会の2種とする。

- 2 通常運営委員会は、毎月1回開催する。
- 3 臨時運営委員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 運営委員長が必要と認めた時
  - (2) 運営委員長以外の運営委員から会議の目的を示して招集の請求があり、運営委員長がそれを認めた時

### (定足数)

**第4条** 運営委員会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

### (決議の方法)

**第5条** 運営委員会の議事は、運営委員会に出席した者の過半数をもってこれを決する。

- 2 可否同数の場合は運営委員長がこれを決する。

### (権限)

**第6条** 運営委員会は、組織規程第9条第3項に定められた事項を審議し、決定する。

- 2 運営委員会は、前項の審議事項の内、組織規程第5条第3項に定められた事項については、理事会に報告し、その承認を得るものとする。
- 3 運営委員会は、前項の事項以外についても、必要と判断した場合には、理事会に報告

を行う。

**(議事録)**

**第7条** 運営委員会は、審議結果を記録した議事録を作成し、保管する。

**(施行)**

**第8条** 本規程は2021年1月1日から施行する。

**(改廃)**

**第9条** 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。

改訂履歴

2006年4月1日 (第7条 運営委員会の権限語句変更)

(第13条1項 WG内の秘密保持語句追加)

(第14条2項 読点追加)

(第15条3項 秘密保持義務の根拠規程補足)

(第16条 語句変更)

(第17条 関係知的財産権の報告義務削除)

(第15条 タスクフォースの設置条文追加)

2009年4月1日 (第1条 名称の変更)

2009年6月23日 (第3条 運営副委員長の定員変更)

2018年4月13日 (第9条 WG副主査の定員変更)

2018年6月7日 (第9条2項 主査、副主査の承認期間の変更)

2021年1月1日 (運営委員会・ワーキンググループ運営規程より、運営委員会規程を分離独立)

(第2条 知的財産権の定義を削除)

(第7条 運営委員会の権限文言の訂正)